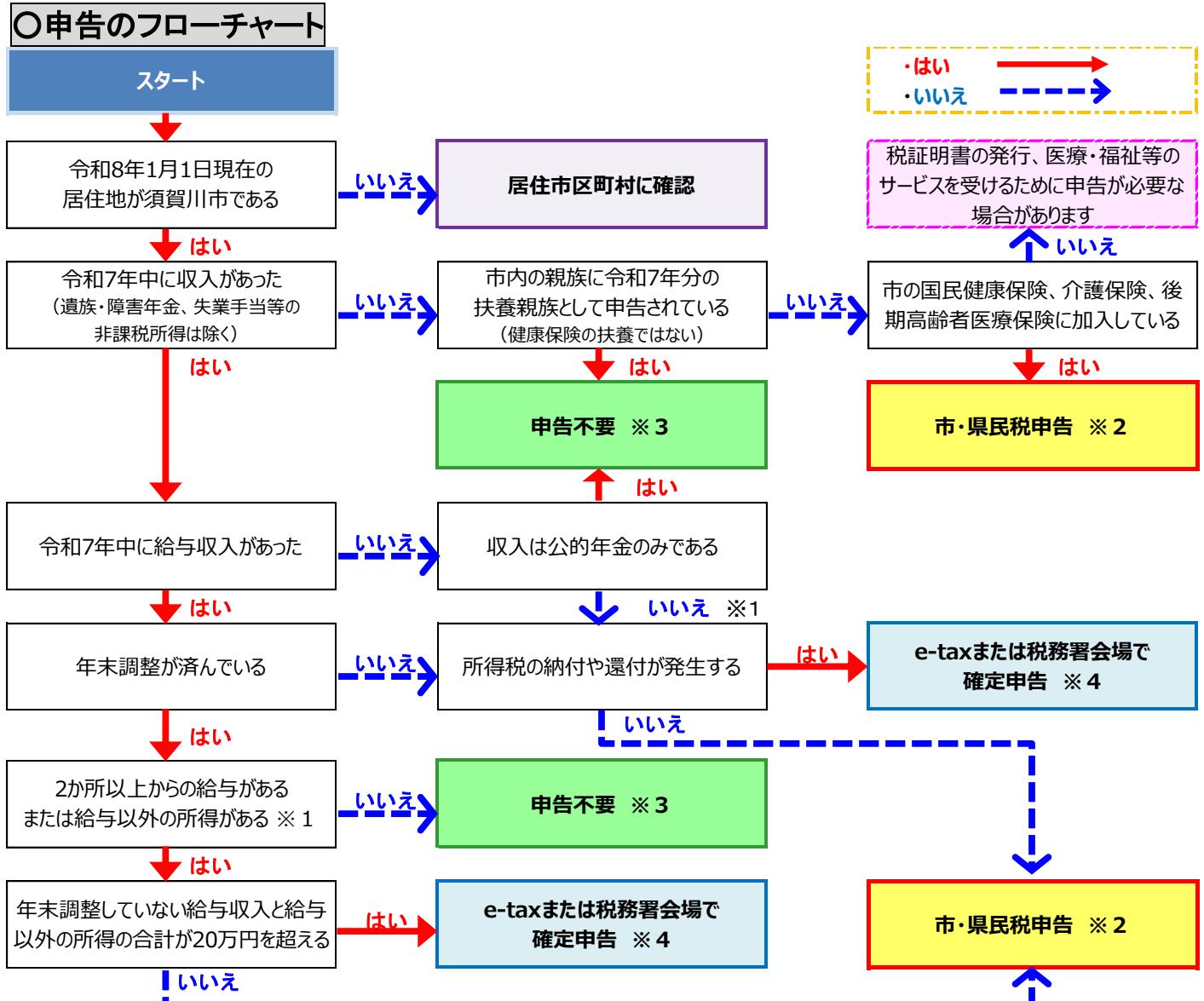


令和8年度(令和7年分) 市・県民税申告について

申告していただく収入等は、市・県民税を算定する資料となるほか、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定、課税証明書・所得証明書の発行に必要となります。

原則として、令和8年1月1日に須賀川市に住所がある方は市・県民税の申告が必要ですが、税務署に確定申告書を提出する方や、給与所得の年末調整を受けた方は、申告不要となります。

次のフローチャートで申告の必要があるかどうか判定してください。



- ※1 営業、農業、不動産、雑所得（個人年金ほか）などがある場合
※2 上記で市・県民税申告が必要となった場合でも、下記の申告は市・県民税申告会場で受付できませんので
税務署会場で確定申告を行ってください

○青色申告 ○1年目の住宅ローン控除 ○亡くなられた方の申告 ○過年分の申告 ○免税牛 ○災害等による雑損控除
○建物や株式の譲渡 ○配当所得 ○先物取引 ○外国税額控除 ○損失の繰越、繰越控除 ○過年度分の申告

- ※3 控除の追加がある場合は申告してください

- ※4 詳しくは、国税庁ホームページ「所得税の確定申告」をご覧ください

Q. 確定申告と市・県民税申告は何が違うのですか？

- A. 確定申告は国税である所得税を納付したり、還付を受けたりするために税務署へ申告するものです。市・県民税申告は、市・県民税や国民健康保険税等の算定や税証明書の発行のために、前年の所得について市へ申告するものです。所得の計算方法は同じですが、各種所得控除の計算方法及び控除額は異なります。なお、税務署へ確定申告をした方は、市・県民税の申告をしたものとみなされます。

◆問い合わせ先

市・県民税(個人住民税)について	所得税について
須賀川市財務部税務課市民税係 ☎ 0248-88-9124	須賀川税務署 ☎ 0248-75-2194 ガイダンスに従い確認したい 番号を押してください。

《所得になるもの》

所得の種類	所 得 内 容	必要書類
営業等所得	卸売業、小売業、製造業などの自営業、外交員、大工など	収支内訳書、帳簿、 収入伝票、領収書など
農業所得	米、野菜の生産、果樹などの栽培、肉用牛の売却など	
不動産所得	地代、家賃、駐車料金、土地や建物の権利金など	
配当所得	株式の配当金、出資の配当金、剰余金の分配金（出資に係るもの）など	配当金の支払調書など
給与所得	給料、賃金、賞与、事業専従者給与など	給与の源泉徴収票 事業主の支払証明書
雑所得	■公的年金等：国民年金、厚生年金、公務員等共済年金、農業者年金など	公的年金の源泉徴収票
	■業務：講演料、シルバー人材センター やウーバーイーツなどの副収入	支払調書など
	■その他：生命保険契約等に基づく年金、他の所得に当てはまらない所得	
総合課税の譲渡所得	車両、機械器具などの譲渡による所得（土地、建物以外） 短期→取得の日以後5年以内／長期→取得の日以後5年を超えるもの	契約書、領収書など
一時所得	生命保険の満期返戻金、死亡保険金などの一時的な所得	生命保険の支払調書など
分離課税の譲渡所得	土地、建物、株式などの資産の譲渡による所得	譲渡所得の内訳書、契約書、領収書、特定口座年間取引報告書など

《所得から差し引かれるもの》 ※市・県民税における各種控除額については、市ホームページをご確認ください。

控除の種類	控除内容・控除対象	必要書類
社会保険料控除	本人や生計を一にする配偶者及びその他の親族の国民健康保険税、介護保険料、国民年金・厚生年金保険料、農業者年金保険料などの社会保険料を支払った場合の控除	控除証明書 領収書など
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等の掛金を支払った場合の控除	控除証明書
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合の控除	
地震保険料控除	家屋や家財に対する損害保険契約等のうち、地震等の損失額を補てんするための保険料や掛金を支払った場合の控除	
寡婦・ひとり親控除	本人の合計所得金額が500万円以下で下記に該当する場合の控除 ■寡 婦：①②のいずれかに当てはまる方でひとり親に該当しない方 ①夫と死別している ②夫と離別しており、生計を一にする親族を扶養している	控除証明書 扶養親族の証明書
	■ひとり親：次のすべてに当てはまる方 ①配偶者がいない（離別、死別、未婚）②生計を一にする子（総所得金額等58万円以下）がいる	
勤労学生控除	大学・高校・専門学校などの学生・生徒で、合計所得金額が85万円以下（うち給与所得等以外の所得が10万円以下）の方の控除	
障害者控除	本人または扶養親族が下記に該当する場合の控除 ■特別障害者：身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級と判定された方など ■障害者：特別障害者以外の障害を持つ方	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳など
配偶者控除・配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が次の①②に該当する方の控除 ①配偶者控除：58万円以下 ②配偶者特別控除：58万円超133万円以下	
扶養控除	本人と生計を一にする親族（合計所得金額が58万円以下の方）がいる場合の控除	※扶養の重複不可
特定親族特別控除	合計所得が58万円以上123万円以下の特定親族（19歳以上23歳未満の方）がいる場合の控除	
基礎控除	本人の合計所得金額に応じて適用される控除	
雑損控除	災害、盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合の控除	り災証明書 被害を受けた資産の売買契約書、領収書 保険金の通知書など
医療費控除	本人または生計を一にする配偶者及びその他の親族のために医療費を支払った場合の控除	医療費控除の明細書、 領収書など
寄附金控除	都道府県・市区町村や特定の団体へ寄附をした場合の控除	寄附金の受領証明書